

平成28年10月13日

上告審から見た書記官事務の指導ポイント

最高裁判所裁判部書記官室

本書面は、平成23年から平成27年までに送付された上告等事件記録から、書記官として、適正かつ効率的な事務を確保していく上で留意すべき事項を抽出し、根拠条文や参考となる判例等を補足したものです。また、年度欄に複数年記載されている事項は、誤りやすい事項であり、事務処理をするに当たって、注意を要する事項でもあります。

この書面の活用に当たっては、例えば、職場ミーティング等で、ここに記載されている事項を検討の素材として、個々の事務処理に問題がないか、その背景にある事務処理態勢について改善すべき事項がないか等の検討についても活用してください。

目 次

第1 民事・行政関係

1	受付・立件に関するもの	1
2	送達・通知に関するもの	3
3	調書・書類作成に関するもの	5
4	訴訟手続の進行に関するもの	8
5	裁判書の点検に関するもの	9
6	上訴申立書の審査・記録整理・送付に関するもの	12
7	その他	13

第2 刑事関係

1	受付・立件に関するもの	19
2	送達・通知に関するもの	20
3	勾留・保釈に関するもの	21
4	調書・書類作成に関するもの	22
5	記録整理・送付に関するもの	24
6	裁判書の点検に関するもの	25
7	その他	27

第1 民事・行政関係

	留意事項	年度
1	受付・立件に関するもの	
(1)	<p>受付時の点検</p> <p>① 委任状に、裁判所名、事件番号、当事者名、法人等の代表者名、委任事項等が正確に記載されているかどうかを確認する。 26, 27</p> <p>② 委任状の作成者が法人等の代表者である場合は、委任状作成時に作成者が代表する権限を有していることを資格証明書等と照合して、確認する。 23, 25, 27</p> <p>③ 補助参加人等当事者が法人格のない社団である場合（民訴法29条）は、規約及び議事録等を提出させて（民訴規則14条）、現在の代表者等を確認する。 24</p> <p>④ 独立行政法人が当事者である場合には、独立行政法人通則法25条による代理権の有無について、少なくとも審級ごとに最新の資格証明書により確認する。 26</p> <p>⑤ 訴え変更申立書は、訴訟手続の開始、続行、停止又は完結をさせる書面であるので、ファクシミリを利用して提出することはできない（民訴規則3条1項）。 26</p> <p>⑥ 戸籍謄本等</p> <p>ア 共同相続人間における遺産確認訴訟は、固有必要的共同訴訟と解されているので（最三小判平成元年3月28日民集43巻3号167頁参照）、相続人全員が訴訟当事者となっているかを戸籍謄本等で確認する。 24</p> <p>イ 当事者死亡に伴う受継申立てがされた場合には、承継人を確定させるために、相続関係を疎明する連続した戸籍謄本等の資料が提出されているかを確認し、提出されていない場合には、提出を求める。 26</p> <p>⑦ 議会議決書面</p> <p>ア 訴えの提起</p> <p>地方公共団体が訴えを提起するには、地方自治法96条1項12号に基づく議会の議決があったことを証する書面が必要となる。 支払督促の申立てや保全命令の申立てには議会の議決の必要はないが、支払督促に異議が申し立てられ、訴えの提起があったものとみなされたときは、必要となる。</p> <p>イ 上告審の手続</p> <p>地方公共団体の行政庁の処分に係る当該地方公共団体を「被告」とする抗告訴訟における控訴審判決に対し、当該地方公共団体が上告提起等をする場合は、上記上告提起等について、地方自治法96条1項12号に基づく議会の議決を要しない。 23</p>	
(2)	<p>立件</p> <p>① 訴訟救助申立て事件</p> <p>行政事件を基本事件とする訴訟救助の申立ては、行政雑事件なので、地裁では（モ）ではなく（行ク）で立件する。 26</p> <p>② 民訴法260条2項の申立て</p> <p>上告提起に伴い、被上告人から民訴法260条2項の申立てがされたときは、控訴事件として立件するのではなく、上告提起事件に準じて受付の手続を行うのが相当である（参考 昭和47年1月12日付け最高裁民二第25号高等裁判所長官、地方裁判所長（東京を除く。）宛て民事局長、総務局長通知）。 26</p>	

第1 民事・行政関係

	留意事項	年度
	<p>③ 家事事件</p> <p>ア 親権停止申立事件において、子は1人であっても、親権を停止される親権者が2人の場合には、親権者ごとに、それぞれ事件番号を付す（受付分配通達別表第5の1内訳表（67））。</p> <p>イ 子は1人であっても、親権者2人に対する親権停止申立却下審判に対する抗告事件が一通の抗告状により申し立てられた場合には、立件基準は抗告状（受付分配通達別表第5の5）であるため立件は1件で足りるが、審判の対象は2人であるから、2件分の手数料を要する。</p>	26 26
	<p>申立手数料</p> <p>① 人事訴訟（別紙1「申立手数料の例」参照）</p> <p>ア 人事訴訟と同一の原因によって生じた損害賠償請求を併合して提起する場合は、多額である一方の訴額によって算定する。</p> <p>イ 離婚とともに親権者指定の申立てがある場合は、親権者指定に関する手数料は不要である。</p> <p>ウ 子の監護、財産分与、年金分割の申立てがある場合は、それぞれの手数料が必要である。</p> <p>② 請求の変更</p> <p>140万円の請求を一旦30万円に減縮した後、230万円に拡張した場合、不足分の手数料としては、拡張後の230万円の請求に係る手数料額（17,000円）から、拡張前の30万円の請求に係る手数料額（3,000円）を控除した額（14,000円）を納付させなければならない。</p> <p>【ポイント】 民訴費用法別表第一の五の「変更前の請求」に係る手数料を民訴費用法9条3項1号との関係で、どう考えればよいのか。</p>	25 25 25 23
(3)	<p>③ 手数料還付</p> <p>納付された控訴提起手数料が過大である場合、手数料還付決定を行うのは、第一審裁判所ではなく、控訴審裁判所である（民訴法288条、137条）。</p> <p>④ 上訴</p> <p>ア 第一審の訴え却下判決を相当とする控訴棄却判決に対する上告手数料は、通常の上告手数料を算出した額の2分の1である（民訴費用法3条1項、別表第1の4）。</p> <p>また、上訴手数料については、訴えの変更等により、訴訟物の価額が変更されている場合がある。</p> <p>イ 上告手数料の算出の基礎となる上告の訴額は、上告人が不服を申し出た限度で算出する。</p> <p>⑤ 収入印紙の納付</p> <p>収入印紙が後日納付されたときは、受付済みの申立書等に貼付するのではなく、印紙納付書（補正書）等に貼付した上で、納付された日付で受付をする（受付分配通達記第2の3の(1)）。</p>	23 25 27 26
	被告適格、代表者	

第1 民事・行政関係

	留意事項	年度
(4)	<p>① 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律53条の規定により会社法386条1項の適用がない株式会社（被告）とその元取締役（原告）との間の訴訟については、監査役ではなく代表取締役が会社を代表することになる。したがって、監査役を被告代表者と記載した訴状は補正の必要があり、そのまま監査役に訴状副本を送達しても有効な送達とは言えず、監査役が選任した訴訟代理人に訴訟行為を迫らせることはできない。</p> <p>なお、会社法施行前に株式譲渡制限の定めがない場合には、会社法386条1項の適用がない（別紙2「監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社代表者」参照）。</p> <p>② 理事（理事であった者を含む。）が、監事設置一般社団法人に対して決議不存在確認などの訴えを提起する場合、当該訴えについては監事が同法人を代表する。監事設置一般社団法人が理事（理事であった者を含む。）に対する訴えを提起する場合も同様である（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律104条1項）。</p>	23, 24 26
(5)	<p>事件書類の差し替え</p> <p>① 裁判所が受け付けた事件書類の差し替えは許されないので、新たな事件書類として提出させる。</p> <p>② 提出された書面を裁判所が一旦受け付けた後は、提出者から返還を求められても、これに応ずることはできない。</p>	25, 26 24
2 送達・通知に関するもの		
(1)	<p>上告提起通知</p> <p>① 上告提起通知書（上告受理申立て通知書）は、上告理由書を提出する側だけでなく、当事者双方に速やかに送達しなければならない（民訴規則189条1項、199条2項）。</p> <p>② 上告提起通知書（上告受理申立て通知書）は、被参加人である上告人（申立人）に送達すると同時に、上告人（申立人）補助参加人にも送達する必要がある（最二小判昭和25年9月8日民集4巻9号359頁、最一小判昭和47年1月20日判時659号56頁参照）。また、上告人（申立人）補助参加人からの上告理由書（上告受理申立て理由書）の提出は、被参加人である上告人（申立人）が上告（上告受理）提起通知書の送達を受けた日から50日以内にされなければならない（民訴規則194条）。</p> <p>③ 被上告人兼相手方から提出された委任状に事件の表示として上告提起事件のみしか表示されていないときは、その代理人に対し、上告受理申立て通知書及び上告受理申立書副本を送達しても、相手方に対する有効な送達にはならない（民訴法55条2項3号）。</p> <p>④ 人身保護請求事件に係る上告提起事件において、原審で請求者代理人の委任状に上訴についての特別授權事項の記載がないときは、上告提起通知書等を同代理人に送達しても、有効な送達にはならない（人身保護規則46条、民訴法55条2項3号）。</p> <p>⑤ 国選代理人は審級代理と解すべきであるから、人身保護請求事件に係る上告提起事件において、幼児など訴訟能力がない被拘束者に上告提起通知書を送達する必要がある場合は、原審において改めて被拘束者に国選代理人を選任し、同代理人に上告提起通知書を送達しなければならない（人身保護法14条2項、同規則31条）。</p> <p>⑥ 独立当事者参加訴訟の控訴審判決に対し、上告受理申立てがされたときは、参加人に対しても、上告受理申立書副本及び上告受理申立て通知書を送達しなければならない。</p> <p>【ポイント】 独立当事者参加の訴訟構造をどのように考えるか（最一小判昭和50年3月13日民集29巻3号233頁参照）。</p>	24, 26, 27 25 24 24 23, 24 23

第1 民事・行政関係

	留意事項	年度
	<p>⑦ 通常共同訴訟の控訴審判決に対し、共同訴訟人のうちの1人を相手方として上告受理申立てがされた場合、共同訴訟人独立の原則（民訴法39条）により、同申立ての相手方となっていない当事者に対して上告受理申立て通知書及び上告受理申立書副本を送達する必要はないから、同当事者を被参加人とする補助参加人に対しても送達する必要はない。</p> <p>⑧ 国を被告とする行政訴訟（抗告訴訟）においては、上告提起通知書等の送達は、処分行政庁ではなく、国の代表者である法務大臣にする。</p> <p>⑨ 固有必要的共同訴訟の場合、上告状に記載された当事者のほか、上告審で当事者とすべき者がいる場合にはその者にも上告提起通知書を送達する。</p>	23 26 27
	<p>特別抗告提起通知</p> <p>① 不動産引渡命令に対する執行抗告棄却決定に対する抗告不許可決定に対する特別抗告提起事件においては、相手方に対し、特別抗告状副本及び特別抗告提起通知書を送達しなければならない（民訴規則208条、204条、189条1項、2項）。</p> <p>② 後見開始の認容審判に対し、原審申立人とは別人から即時抗告があった場合、原審申立人は引き続き当事者としての地位に就くと考えらるので、同人に抗告状の写しを送付する（家事事件手続法96条1項、88条1項）。抗告審の決定書には「一審申立人」と表示する必要がある（家事事件手続法93条1項、76条2項3号）。 また、特別抗告があったときは、一審申立人は特別抗告審での当事者に当たると解されることから、特別抗告提起通知書の送付が必要となる（家事事件手続規則62条）。</p> <p>③ 家事事件手続法の適用を受ける特別抗告事件（許可抗告申立て事件）においては、原裁判所は相手方に対して、特別抗告状（許可抗告申立て書）写しの送付を行う必要がない（家事事件手続法88条1項、96条1項、98条1項）。</p> <p>④ 家事事件手続法及び非訟事件手続法の適用を受ける特別抗告事件（許可抗告申立て事件）においては、原裁判所は、抗告状却下命令等があったときを除き、特別抗告提起通知書（抗告許可申立て通知書）を、抗告人に送達するとともに、原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）に送付する必要がある（家事事件手続規則62条、非訟事件手続規則66条1項、60条）。また、この送付をした場合には、その旨を記録上明らかにしておかなければならない。</p> <p>⑤ 家事事件手続法別表第一事件の適用を受ける特別抗告事件（許可抗告申立て事件）においては、第一審における審判を受ける者となるべき者は当事者とはならないので、特別抗告提起通知書（抗告許可申立て通知書）を送付する必要はない（平成26年2月19日付け家庭局第二課長等書簡参照）。</p>	23 25 26, 27 26, 27 27
(2)	<p>地方公共団体への送達</p> <p>行政訴訟（抗告訴訟）に関連請求に係る訴えが併合されている場合、相手方が同一の地方公共団体であっても、個別法の規定によって、請求ごとに代表者が異なることがある。その場合には訴状副本、控訴状副本、上告提起通知書等の送達は、それぞれに対してする。</p>	24, 25, 26, 27
(4)	<p>送達場所の届出</p> <p>送達場所の届出があった場合には、当該場所に送達場所は固定化されるので、その後の送達は届出に係る場所において行う（民訴法104条2項）。</p> <p>① 答弁書により送達場所の届出がされている場合には、商業登記簿上の本店所在地ではなく、届出がされている送達場所に上告状等を送達する。</p> <p>② 支払督促申立書により送達場所の届出がされている場合には、上告状記載の住所ではなく、届出がされている場所に上告状等を送達する。</p>	24 24

第1 民事・行政関係

	留意事項	年度
	③ 控訴審で届け出られた送達場所が、上告受理申立書により変更されている場合は、変更後の送達場所に送達する。	24
	④ 刑事施設に収容されている者に対する送達は、刑事施設の長にする（民訴法102条3項）。	27
(5)	<p>特別送達郵便</p> <p>特別送達郵便を発送するときは、封筒の宛先、封入する送達書類と郵便送達報告書の記載内容に齟齬がないことを確認する。</p> <p>また、返送された郵便送達報告書の配達担当者作成部分に以下のような不備がある場合は、補正を依頼する。</p> <p>ア 受領者の押印又は署名欄と送達方法欄の受領者が異なっている。</p> <p>イ 送達の場所欄の住所に不備（町名の記載漏れ等）がある。</p> <p>ウ 送達年月日時欄に明らかな誤記（年度の誤り等）がある。</p>	27
(6)	<p>送達費用</p> <p>上告審は法律審で当然に弁論を行うことを予定しているものではないので、上告理由書（上告受理申立理由書）副本を相手方当事者に対して当然には送達しない（民訴規則198条ただし書）。したがって、上告理由書（上告受理申立て理由書）副本の送達（送付）上申がされ、原審において送達（送付）する場合は、申請者に送達（送付）費用を予納させ、その費用をもって送達（送付）する（民訴費用法11条2項）。</p>	25
(7)	<p>判決書正本の送達</p> <p>判決書正本は、判決書の交付を受けた日又は判決言渡しの日から2週間以内に送達しなければならない（民訴規則159条1項）。</p>	24, 27
(8)	<p>送達書類</p> <p>証人呼出状には尋問事項書を添付する必要がある（民訴規則108条）。送達報告書の送達書類欄にも「尋問事項書」を記載する。</p>	27
(9)	<p>戸籍通知</p> <p>人事訴訟事件において、判決ではなく、離婚する旨の和解が成立したときも、戸籍事務管掌者に対する戸籍通知が必要である（人訴規則31条、17条）。</p> <p>【ポイント】 戸籍通知が必要となるのはどのような場合か（創設的届出と報告的届出では、どちらの場合に必要なか。戸籍法77条、63条参照）。戸籍通知はなぜ必要か（戸籍法44条参照）。</p>	23
(10)	<p>その他の通知、呼出し</p> <p>① 口頭弁論期日に欠席した当事者に対する次回口頭弁論期日の呼出しを電話で行った場合（簡易の呼出し）は、当該期日調書の余白部分にその旨を付記するなどの方法で記録上明らかにする。</p> <p>② 複数いる上告人兼申立人の一部から、上告兼上告受理申立ての取下げがされたときは、被上告人兼相手方にその旨を通知し（民訴規則199条2項、186条、177条2項）、通知したことを当該取下書の余白部分に付記するなどの方法で記録上明らかにする（民訴規則4条2項）。</p>	25 24
3 調書・書類作成に関するもの		
	<p>口頭弁論調書等</p> <p>① 形式的記載事項</p> <p>ア 一般</p>	

第1 民事・行政関係

	留意事項	年度
	口頭弁論調書等を作成するときは、事件の表示（併記すべき事件番号を含む。）や裁判官・書記官・出頭した当事者等の氏名、期日の年月日時など形式的記載事項の誤記や脱漏のほか、速記官が口頭弁論に立ち会った場合のその氏名や裁判官の認印漏れに注意する。	25, 26, 27
	イ 「出頭した当事者」欄 口頭弁論調書の「出頭した当事者等」欄では、当事者の表示（控訴人と被控訴人など）を取り違えないように注意する。	24
	ウ 公開 (ア) 口頭弁論調書には、公開した旨を記載しなければならない。「場所及び公開の有無」欄を、「場所等」として記載してはならない（民訴規則66条1項6号）。 (イ) 進行協議期日経過書、弁論準備手続調書には、公開の有無を記載する必要はない。	24, 26 24, 26
	エ その他 口頭弁論期日において、弁論準備手続期日が指定されたときは、口頭弁論期日調書の「指定期日」欄に「弁論準備」の付記をする。	24
	② 期日の連続性 期日の連続性を確保するためには、日頃からの管理、確認が不可欠であり、調書等の作成に当たっては、次の点に注意する。	
	ア 弁論準備手続調書の「期日指定」欄に記載された期日と異なる弁論準備手続期日が期日外に指定された場合、既に指定されていた期日が実施されたときは、当該期日の調書を作成し、当該期日が実施されないときは、取消決定がされていない限りなければならない。	24
	イ 調書の「期日指定」欄に記載された期日と次回期日の調書に記載された期日は、変更がない限り同一でなければならない。	24
	ウ 口頭弁論期日指定書に記載された期日の日時と口頭弁論調書に記載された期日の日時は、変更がない限り同一でなければならない。	24, 27
	③ 訴訟行為の主体 口頭弁論調書の弁論の要領等欄を作成するときは、その主体（裁判官、原告、被告等）を明らかにして、訴訟行為を記載する。	26, 27
(1)	④ 弁論の更新 弁論の更新の必要性については、あらかじめ裁判官と書記官が認識を共通にしておき、調書の作成に当たっては、次の点に注意する。	
	ア 弁論準備手続終了後の口頭弁論期日において、当事者が弁論準備手続の結果を陳述したときは、その旨を口頭弁論調書に記載する。	24, 27
	イ 控訴審の口頭弁論期日において、当事者が第一審における口頭弁論の結果を陳述したときは、その旨を口頭弁論調書に記載する。	23, 26, 27
	ウ 移送前の裁判所で口頭弁論が行われた後に事件の移送を受けた裁判所で、当事者が従前の口頭弁論の結果を陳述したときは、その旨を口頭弁論調書に記載する。	27

第1 民事・行政関係

	留意事項	年度
	<p>エ 口頭弁論の結果が陳述されていない事件が後に併合され、当事者が被併合事件の口頭弁論の結果を陳述したときは、その旨を口頭弁論調書に記載する。</p> <p>【ポイント】 弁論の更新が行われなかった場合、書記官としてはどのような対応を執ればよいか。</p> <p>⑤ 弁論準備手続に付する旨の決定等 口頭弁論期日において、弁論準備手続に付する旨及び同手続を受命裁判官が行う旨の決定がされ、受命裁判官が指定された場合には、その旨をそれぞれ口頭弁論調書に記載する。</p> <p>⑥ 書面による準備手続終了後の口頭弁論期日調書 書面による準備手続終了後の口頭弁論期日の調書には、「弁論準備手続の結果陳述」と記載するのではなく、口頭弁論で現実に行われた準備書面の陳述や書証の申出等に記載する。</p> <p>⑦ 「続行」、「弁論終結」の記載 口頭弁論調書は、弁論が終結しているにもかかわらず「続行」と記載（簡略調書で該当欄に押印）したり、弁論を続行しているにもかかわらず「弁論終結」と記載したりしていないかを確認した上で完成させる。</p> <p>⑧ 証人尋問調書 ア 同一期日に複数の証人尋問が行われた場合には、尋問調書の「宣誓その他の状況」欄の「□後に尋問されることになっている証人は、□在廷しない。□裁判長（官）の許可を得て在廷した。」の該当箇所にチェックを忘れないようにする（民訴規則120条）。 イ 尋問調書添付の宣誓書には、ボールペンなどの容易に摩滅することのない筆記用具を用いて署名させる。仮に誤って鉛筆で署名がされた場合には、当該署名の摩滅防止のために写しを編てつするなどの措置を講じておくのが相当である。</p> <p>⑨ 調書への押印 口頭弁論調書には、期日に立ち会って調書を作成した書記官の記名下に押印する。</p>	27 26 26 26 27 27 26, 27
(2)	<p>書証目録等</p> <p>① 記載 ア 控訴審で提出される書証には、第一審で提出された書証の最終番号に連続する番号を付す。 イ 書証目録の記載に当たっては、原本に代えて写しが提出された場合と、写しが原本として提出された場合を混同しないよう注意し、認否欄に記載する場合には、原本の存在の認否と成立の認否双方を意識した上で正確な記載を行う。 ウ 証人等目録の証拠調べの施行欄の指定期日の時刻は、12時間制で記載し、午前又は午後の表示は省略する（民事実務講義案Ⅰ（五訂版）158頁（注2））。</p> <p>② 差し替え パソコンを利用して作成した書証目録に追記する事項が生じた場合、手書き又は別用紙によるべきであり、先に作成した目録を破棄し、追記事項を併せて記載した目録を作成して差し替えてはならない。</p>	26, 27 27 27 26
	送達報告書	

第1 民事・行政関係

	留意事項	年度
(3)	① 判決正本の交付送達報告書の送達日時は、上訴期間算定の基準となるので、正確に記載する。	23, 24
	② 家事事件記録において、非開示とすべき住所が送達場所として記載された送達報告書は、誤って閲覧謄写されないことがないよう、適切に管理する。	26
(4)	<p>判決書正本の作成</p> <p>判決正本は、判決原本と同一であることを書記官が認証したものであり、裁判官名の誤記や脱漏、認証日の誤記、別紙の脱漏があってはならず、落丁、乱丁等のないようにする。</p>	25, 26, 27
(5)	<p>付記</p> <p>① 上告人兼申立人の一部から、上告兼上告受理申立ての取下げがされたときは、被上告人兼相手方にその旨を通知し（民訴規則199条、186条、177条2項）、通知したことを記録上明らかにする（民訴規則4条2項）。</p>	24
	② 家事事件手続法により、相手方に対し、抗告不許可決定、特別抗告却下決定等を普通郵便等の相当な方法で告知したときは、当該決定書等にその旨を付記するなどの方法で記録上明らかにする（同法98条1項、96条1項、家事事件手続規則50条3項）。予納郵便切手管理袋への記載のみでは、告知結果を記録上明らかにしたことにはならない。	26
	③ 期日変更の決定日と告知日が異なる場合には、告知日は、決定書にあらかじめ印字することなく、追記する。	26
4 訴訟手続の進行に関するもの		
(1)	<p>会社や地方公共団体の被告適格、代表者</p> <p>① 市の教育委員会がした行政処分について、市を被告として提起された取消訴訟においては、市を代表するのは、市長ではなく、教育委員会となる。</p>	24
	② 市議会議員選挙に立候補の届出をするために原告がした供託に係る供託書正本の返還義務の存否を争っている公法上の当事者訴訟においては、市選挙管理委員会や選挙長が被告ではなく、市が被告となる。	24
	③ 会社法386条1項において監査役設置会社においては当該会社と取締役（取締役であった者を含む。以下同じ）との間の訴訟については、監査役が会社を代表すると定められているが、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律53条に該当する場合には、監査役は監査の範囲を会計に関するものに該当する旨を定款で定めたものとみなされるため、当該会社を代表するのは代表取締役である。 法人の代表者の誤りは、絶対的上告理由（民訴法312条2項4号）及び再審事由（同法338条1項3号）となるものであり、監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社代表者の代表権については、会社法のほか、会社法施行に伴う整備等に関する法律53条の適用の有無などの検討を要する可能性があることに留意する（別紙2「監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社代表者」参照）。	23, 24
(2)	<p>裁判の主体</p> <p>① 手数料不納付を理由とする訴状却下は、裁判長が行う命令であり、裁判所が決定で行うことはできない。裁判書の表題は「命令」となる（民訴法137条2項）。</p>	24
	② 口頭弁論期日の指定は、裁判長が行う命令であり、裁判所が行うことはできない（民訴法139条）が、期日の指定の取消しの裁判を含む期日変更の裁判は、裁判所が決定の方式で行う。	23, 27
	受命裁判官の権限等	

第1 民事・行政関係

	留意事項	年度
(3)	<p>民訴法171条3項を参照するほか、次の点に注意する。</p> <p>① 受命裁判官の指定は、裁判長が行う命令であり、裁判所が行うことはできない（民訴規則31条1項）。</p> <p>② 受命裁判官が交替する場合には、裁判長による受命裁判官の変更（取消し・指定）が必要である（民訴規則31条1項）。</p> <p>③ 受命裁判官が弁論準備手続期日において当事者双方と立証計画の打合せを行ったとしても、受命裁判官は証拠の申出に関する裁判ができないから、期日外で裁判所が決定をする必要がある。</p> <p>④ 進行協議期日の指定は裁判所が行う決定であり、弁論準備手続期日において受命裁判官が行うことはできない（民訴規則95条1項）。</p> <p>⑤ 受命裁判官が和解期日や弁論準備手続期日を主宰している場合の同期日の指定や取消しは、受命裁判官が行う裁判である。</p> <p>⑥ 弁論準備手続に付する旨の決定の取消しは、受命裁判官ではなく、裁判所が行う裁判（民訴法172条）である。</p> <p>⑦ 合議事件で受命裁判官に弁論準備手続（和解手続、進行協議期日）を行わせる場合には、合議体によるその旨の決定及び裁判長による受命裁判官の指定が必要である。</p>	23 25, 26, 27 25 23 26 26 26, 27
(4)	<p>人身保護請求事件</p> <p>人身保護請求事件における国選代理人の報酬等は、人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則6条により国庫立替えとすることができる。</p>	24
(5)	<p>訴訟承継</p> <p>当事者の死亡による承継について、承継人が子である場合には、実子のみでなく養子も対象者となる。</p>	23
(6)	<p>弁論準備</p> <p>弁論準備手続期日が指定されるときは、その前に弁論準備手続に付する決定が必要である（民訴法168条）。</p> <p>弁論準備手続に付する決定が最初の口頭弁論期日前であるときは、当事者に異議がない場合に限られるので（民訴規則60条1項）、記録上そのことを明らかにしておくのが相当である。</p>	23, 27
(7)	<p>保全抗告</p> <p>保全抗告事件においては、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことのできる審尋期日を経なければ決定をすることができない（民事保全法41条4項、29条）。</p>	24
(8)	<p>家事事件</p> <p>家事事件手続法別表第2に掲げる事項についての家事審判手続においては、審理終結日を定める必要があり、審理を終結したときは、審判日を定める必要がある（同法93条、71条、72条）。</p>	26
(9)	<p>その他</p> <p>電話会議システムによる弁論準備手続期日</p> <p>電話会議システムにより弁論準備手続期日における手続を行うことが許されるのは、当事者の一方が期日に出頭した場合に限られる（民訴法170条3項但書）。</p>	27
5 裁判書の点検に関するもの		

第1 民事・行政関係

	留 意 事 項	年度
(1)	<p>形式的事項のチェック</p> <p>判決書又は決定書の点検に当たっては、次の点に注意する。</p> <p>① 裁判所の表示</p> <p>② 裁判官の署名又は記名及び押印（口頭弁論終結時の裁判官名）</p> <p>③ 口頭弁論終結の日（審理終結の年月日）及び決定日（年月日）</p> <p>④ 代表者の資格及び代表者名並びに代理人の表示</p> <p>⑤ 判決書原本の交付を受けた日</p>	<p>24, 27</p> <p>23, 24</p> <p>24, 26</p> <p>24</p> <p>27</p>
(2)	<p>判決書・決定書に添付する書類の確認</p> <p>① 本文中に引用された別紙（物件目録、図面等）が添付されていることを確認する。</p> <p>② 別紙として図面や目録を添付する場合には、文字、数字等の一部が欠けたり、不鮮明にならないように注意する。</p>	<p>23</p> <p>26</p>
(3)	<p>主文</p> <p>① 破産否認請求に対する異議事件</p> <p>異議を認めない場合は、否認の請求を認容した原決定を認可する旨の主文となる（破産法175条1項、3項）。</p> <p>② 登記手続</p> <p>売買を原因とする所有権移転登記手続請求事案で認容判決をする場合において、売買の目的物が他人所有で、売買契約後に売主が売買の目的物を取得したときは、主文に記載する登記原因日は売買契約日ではなく、売主が売買の目的物を取得した日（特約により、取得後の特定日を移転日と定めたときは、その日）となるので、主文と理由中の認定事実の登記原因の日付に齟齬がないようにする（大判大正8年7月5日民録25巻1258頁、最二小判昭和40年11月19日民集19巻8号2003頁参照）。</p> <p>③ 控訴審での請求拡張等</p> <p>控訴審で請求が拡張・追加（予備的請求を含む）された場合は、主文、当事者の主張欄の摘示及び理由中の判断について遺脱がないか確認する。</p> <p>④ 不利益変更禁止</p> <p>一審判決に対し、被告のみが控訴した場合は、控訴審で一審判決で認められなかった原告の主張を認めて認容額を増額する判決は、被告に不利益な変更となり、不適法である（民訴法304条）。</p> <p>⑤ 控訴審において請求の拡張があった場合には、控訴審で拡張された請求について判断する必要があるため、判決書の点検においては、主文に拡張された請求について判断する記載があるかどうかを確認する。</p>	<p>24</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>24</p> <p>26</p>
	<p>主文と理由</p> <p>① 主位的請求と予備的請求がされている事案において、主位的請求を棄却したときは、判決理由中に予備的請求に対する理由についても明示的に記載する。</p> <p>② 一審が認容した弁護士費用相当額の損害について、控訴審判決において請求を棄却するときは、その理由を記載しなければならない。</p>	<p>24</p> <p>24</p>

第1 民事・行政関係

	留意事項	年度
(4)	③ 控訴審において引用判決の方法を採って、一審の慰謝料額と異なる認定をする旨の説示を控訴審判決に付加する場合、一審判決の理由中、慰謝料額を認定した部分を削除せずに、そのまま引用することはできない。	24
	④ 第一審で請求一部認容及び訴えの一部却下の判決があり、被告が却下部分も含め、全部不服として控訴した場合には、却下部分に対しては、被告にも本案判決を求めるため控訴の利益が認められる（最二小判昭和40年3月19日民集19巻2号484頁参照）ので、控訴を全部棄却する判決の理由中において控訴の利益がないと説示することはできない。 なお、控訴の利益がない場合は、不適法として却下になる。	23
	⑤ 主文と理由中の判断に齟齬、脱漏がないことを確認する。	23, 27
(5)	<p>訴訟費用</p> <p>控訴審において原判決を変更する場合には、原判決中の訴訟費用の裁判は全部失効するので、控訴審手続の費用だけではなく、原判決で裁判された第一審の費用も一括して裁判しなければならない（民訴法67条2項）。</p>	23
(6)	<p>その他留意点</p> <p>① 訂正申立てのある場合 判決書等の点検においては、訂正前の申立ての内容と訂正申立ての内容を照合するなどして、訂正申立て後の内容が判決書等に反映されているか確認する。</p>	23
	<p>② 抗告許可申立て事件の決定日 抗告許可申立て事件の決定当日において、理由書提出期間が満了しているか確認する。</p>	25
	<p>③ 再抗告の決定に対する抗告許可申立て 再抗告についての決定及び命令は抗告許可申立てができる裁判の対象から除外されている（民訴法337条1項）ので、再抗告の決定に対する抗告を許可することはできない。 【ポイント】 再抗告についての決定及び命令が許可抗告の対象外となっているのはなぜか。</p>	24
	<p>④ 文書提出命令申立て却下に対する即時抗告 証拠調べの必要性がないことを理由に文書提出命令の申立てを却下した決定に対する即時抗告は、棄却ではなく、不適法として却下すべきである（最一小決平成12年3月10日民集54巻3号1073項参照）。 【ポイント】 民訴法223条7項の即時抗告はどのような場合にできるか。</p>	23
	<p>⑤ 裁判書原本の乱丁 裁判書の原本には頁の前後が入れ替わるなどの乱丁があってはならないので、連続性が確保されているかを確認する（平成11年2月3日付け総務局長等通知「民事事件、行政事件及び家事事件に関する文書の契印の取扱いについて」）。</p>	26, 27
	<p>⑥ 理由書提出期限 上告却下又は上告受理申立却下の決定書の点検においては、理由書提出期間が満了しているかに注意する。</p>	26
	<p>⑦ 期日取消決定</p>	

第1 民事・行政関係

	留意事項	年度
	口頭弁論期日取消決定については、裁判官（合議体の場合は全裁判官）の押印を確認する。	26
6 上訴申立書の審査・記録整理・送付に関するもの		
	<p>上訴申立書の審査</p> <p>上訴申立書の審査に当たっては、次の点に留意する（別紙3の1「上告提起事件の処理における点検事項」及び別紙3の2「上告受理申立て事件の処理における点検事項」参照）。</p> <p>① 原裁判所において却下すべき場合</p> <p>上告状及び上告理由書提出期間内に提出された上告理由書に民訴法312条1項又は2項に規定する事由の記載が全くないときは、不備を補正する余地はないから、原裁判所は、補正を求める事務連絡を送付したり、民訴規則196条1項所定の補正命令を発せず、直ちに決定で上告を却下すべきである（最二小決平成12年7月14日集民198号457頁参照）。</p> <p>② 原裁判所において却下できない場合</p> <p>ア 上告状及び上告理由書に民訴法312条1項又は2項に規定する事由の記載があるときは、それが実質的には上告理由に当たらなくとも、原裁判所において上告を却下することはできない（最三小決平成11年3月9日集民192号99頁参照）。</p> <p>イ 上告受理の申立てに係る事件が民訴法318条1項の事件に当たるか否かは、上告裁判所である最高裁判所のみが判断し得る事項である。したがって、申立書又は理由書に形式的に同項の事件に当たる旨の記載がある場合には、原裁判所で同項に規定する事由の記載がないとの理由で不適法却下することはできない（最一小決平成11年3月9日集民192号109頁参照）。</p> <p>ウ 原裁判所が、上告理由（上告受理申立て理由）が民訴規則所定の方式により記載されていないことを理由に、民訴法316条1項2号（318条5項）により上告（上告受理申立て）を却下するには、上告理由書（上告受理申立て理由書）提出期間後に相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じ、期間内に補正がされなかったことを要する（民訴規則196条2項（199条2項））から、補正命令を発することなく、方式違反を理由に上告（上告受理申立て）を却下することはできない。</p>	23, 24, 26, 27
(1)		24
		23, 25, 26, 27
		23, 27
	<p>特別抗告の審査</p> <p>① 第一審の決定や命令（再審申立却下決定（民訴法345条）、訴状却下命令（民訴法137条2項）、即時抗告の原審却下（家事事件手続法87条3項）など）に対して、法律上不服申立方法（即時抗告（民訴法347条、137条3項、家事事件手続法87条4項））があるのに、特別抗告を提起した場合には、不適法な特別抗告として原裁判所で却下しなければならない（民訴法336条3項、327条2項、316条1項、家事事件手続法94条1項）ことに注意して審査を行う。</p> <p>② 特別抗告提起事件の処理に当たっては、特別抗告理由書のみではなく申立書等の記載を含めて、民訴法336条1項の理由の記載の有無を点検する。</p>	27
(2)		27
	<p>上訴記録の整理・査閲</p> <p>① 移送や上訴の場合、証人等の陳述について、調書の記載に代える許可があったときの録音テープ等（以下「録音媒体」という。）は事件記録の一部として送付するが、簡易裁判所の手続の中で調書省略の許可があったときの録音媒体は、事件記録の一部ではなく、その事件を担当する書記官が管理・保管する義務を負うものなので、送付しない。</p>	25

第1 民事・行政関係

	留意事項	年度
(3)	<p>② 上告審に事件記録を送付する際、上告審での審理終了後に記録が自らの庁に返還される場合には裁判書原本を綴るが、そうでない場合には裁判書正本を綴る。</p> <p>【ポイント】 控訴審及び上告審終了後、事件記録は一審裁判所に返還される（事件記録等保存規程3条1項）。では、裁判書原本を保存すべき裁判所はどこか。</p> <p>③ 上訴記録査閲時には、提出された訴訟関係書類に落丁等がないか、漏れなく綴られているか、各査閲担当者において必要な部分を十分に点検する。</p> <p>④ 係書記官は、郵便切手を受領し、又は使用するときは、予納者を確認し、予納郵便切手管理袋に所要の記載をし、押印する。上訴等に伴う引継ぎの際には、主任書記官及び訟廷管理官は、予納郵便切手管理袋の一連の記載内容を確認した上で、それぞれが押印する。</p> <p>⑤ 上告審においては、事件記録に編てつされた判決正本に基づいて審理が行われるので、上告審に事件記録を送付する際は、事件記録に編てつする判決正本が、原本と同一内容のものであることを確認する。</p>	25, 27 23, 24 24, 25, 27 27
(4)	<p>上訴記録の送付</p> <p>① 一方当事者から上訴提起があった場合、事件記録は、他方当事者の上訴期間の経過を確認した上で、上訴裁判所に送付する。</p> <p>② 特別抗告とともに許可抗告の申立てがされたときは、許可抗告の許否の判断をし、結果を当事者に通知した上で、記録を送付する（民訴法337条、民訴規則209条）。</p> <p>③ 抗告理由書提出期間内は、理由書の追加提出が可能であるので、事件記録は、理由書提出期間が満了していることを確認した上で、上訴裁判所に送付する。</p>	25 23 26
7 その他		
(1)	<p>事件記録の閲覧・謄写</p> <p>家事事件記録の閲覧・謄写等については、裁判所の許可が必要である（家事事件手続法47条）。</p>	23
(2)	<p>秘匿情報</p> <p>家事事件について、非開示の希望に関する申出は、非開示を希望する当事者本人から非開示を希望する情報及び理由を明らかにした書面を、非開示希望情報が含まれた書面と一体にして提出させる。</p>	27

(別紙1) 申立手数料の例

(注) 本表は、留意事項本文を照らし合わせて参考にされたい。

A 離婚, 親権者指定(子1人), 慰謝料(300万円), 養育費月3万円, 財産分与及び年金分割を申し立てた場合の例

	請求	訴訟物の価額	個別の申立手数料	併合訴額	申立手数料	控訴手数料 (注2)	上告手数料 (注3)
1	離婚	1,600,000	13,000	3,000,000	20,000	30,000	40,000
2	親権者指定		(注1) 1,200				
3	慰謝料	3,000,000	20,000				
4	養育費		1,200		1,200	1,800	2,400
5	財産分与		1,200		1,200	1,800	2,400
6	年金分割		1,200		1,200	1,800	2,400
	印紙額				23,600	35,400	47,200

離婚<慰謝料

注1: 個別に申し立てることは本来あり得ないが、親権者指定のみを申し立てたと仮定した場合の申立手数料である。

注2: 原告全部勝訴(年金分割も認容)と仮定した場合の被告側の控訴手数料である。

注3: 注2の控訴が棄却された場合の上告手数料である。

B 離婚, 親権者指定(子2人), 慰謝料(100万円), 養育費月1人2万円, 財産分与及び年金分割を申し立てた場合の例

	請求	訴訟物の価額	個別の申立手数料	併合訴額	申立手数料	控訴手数料 (注2)	上告手数料 (注3)
1	離婚	1,600,000	13,000	1,600,000	13,000	19,500	26,000
2	親権者指定		(注1) 2,400				
3	慰謝料	1,000,000	10,000				
4	養育費		2,400		2,400	3,600	4,800
5	財産分与		1,200		1,200	1,800	2,400
6	年金分割		1,200		1,200	1,800	2,400
	印紙額				17,800	26,700	35,600

離婚>慰謝料

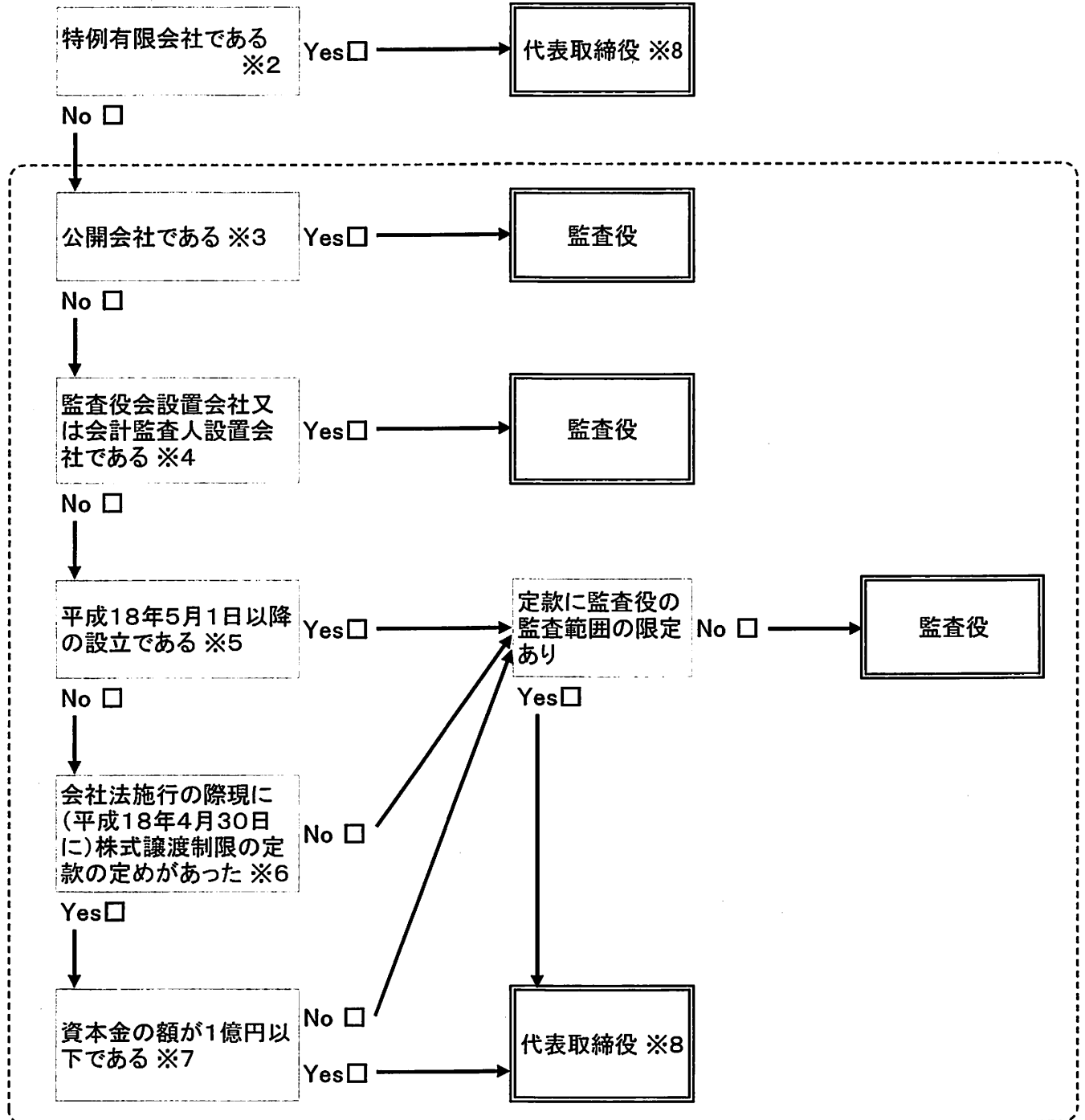
注1: 個別に申し立てることは本来あり得ないが、親権者指定のみを申し立てたと仮定した場合の申立手数料である。

注2: 原告全部勝訴(年金分割も認容)と仮定した場合の被告側の控訴手数料である。

注3: 注2の控訴が棄却された場合の上告手数料である。

監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社代表者 ※1

(チャート図兼チェックシート)



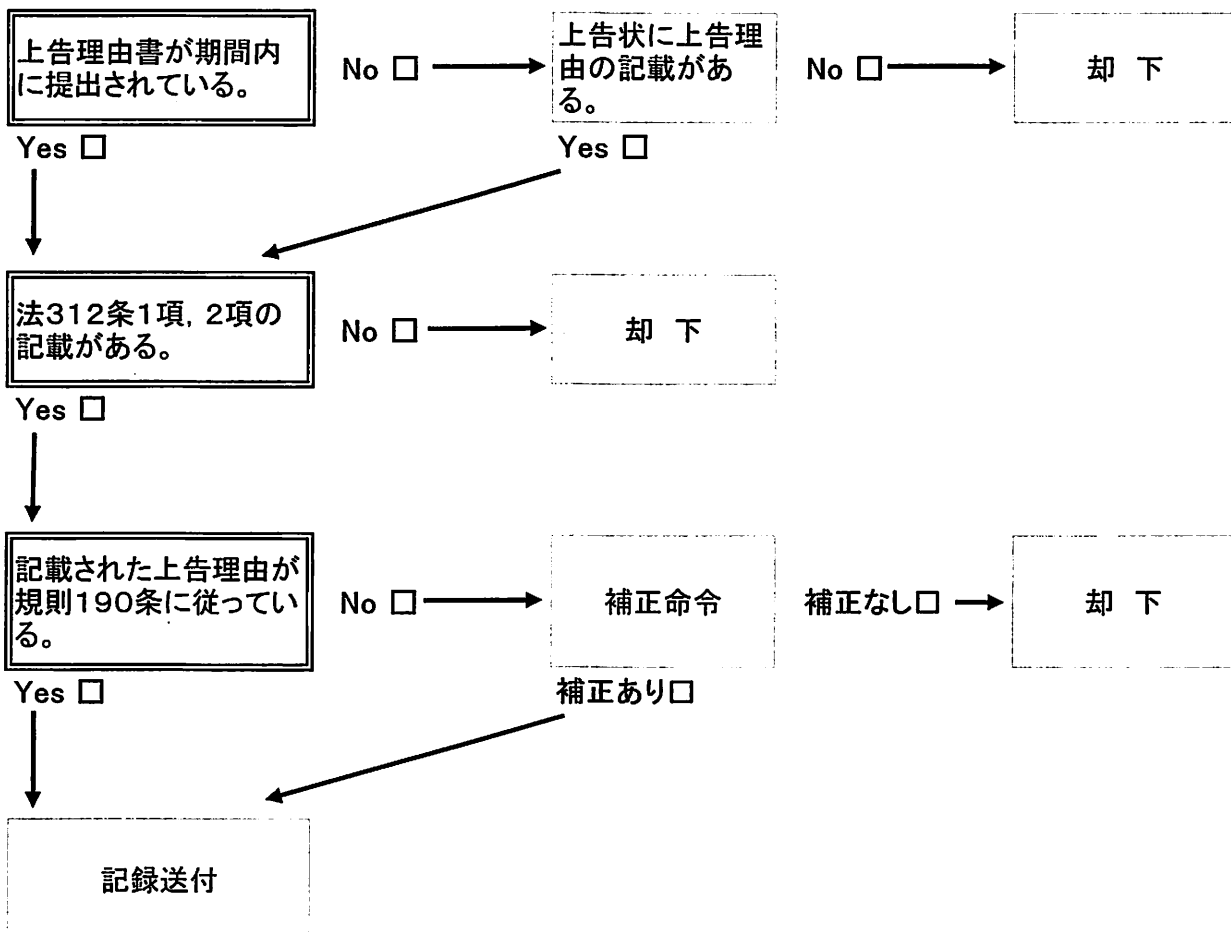
※ 本チャート図兼チェックシートは、新件の受付時における問題点の注意喚起及び必要最小限のチェックをするためのものとして作成したものであり、その性格上、あらゆる場面を網羅的に示すものではなく、事案に応じて他の要素も考慮しなければならないことがあり得ることを予定している。したがって、個別の事件の処理においては、上記の趣旨を踏まえ、本チャート図兼チェックシートを機械的に適用するのではなく、関係する条文を確認の上、現在の定款を確認するなどして、個別に検討をされたい。

チェックシート利用上の留意事項

- ※1 登記簿上の「監査役設置会社」（会社法（以下、条文を示すときは「法」という。）911Ⅲ⑦参照）と取締役（元取締役を含む。）との間の訴えにおける会社代表者に係るチェックシートである（取締役の責任追及に係る株主代表訴訟における提訴請求等の名宛人の問題（法386Ⅱ）等の検討にも利用できる。）なお、事案により、より厳密に資料の確認等をするを妨げるものではない。
- ※2 監査役を置く特例有限会社（いわゆる整備法3Ⅱ参照）については、法施行後に定款変更をして監査役^の監査範囲を拡大したことがうかがえない限り、定款の確認は不要であり、資本金の額にかかわらず、代表取締役を代表者として扱う（整備法24参照）。
- ※3 法386Ⅰ適用の有無（法389Ⅶ参照）を順に確認していくという発想でチェックしていく。法389Ⅰでいう監査役^の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めた会社（以下「限定会社」という。）であるためには、「公開会社でない」こと、すなわち、全株式につき譲渡制限の定めがあることが必要であるから（法2⑤参照）、登記事項証明書（当審への上訴に当たり代表者事項証明書又は商業登記規則別表第5の株式・資本区を除いた一部事項証明書が添付されているときは、上記記載がある登記事項証明書の提出を上訴人に求める。）でその制限の有無を確認する。なお、※6参照
- ※4 監査役会設置会社又は会計監査人設置会社は、限定会社になることができないので（法389Ⅰ括弧書参照）、登記事項証明書でそのような会社であるかを確認する。
- ※5 当該会社が、平成18年5月1日の法施行日以後に設立されたものであれば、原則として整備法53の適用の余地がないので、登記事項証明書により会社成立の日を確認し、その日が法施行日以降であれば、定款により、監査役による監査の範囲を限定する定め^{の有無}を確認する。ただし、施行日以降の近接した日に成立の登記がされている会社の定款については、法を前提とするものか旧商法を前提とするものかに留意する必要がある（整備法53、66Ⅰ後段、75参照）。
- ※6 整備法53は、会社法において監査役^の監査の範囲を定款で限定し得る会社（法389Ⅰ参照）についての経過措置規定であり、会社法において公開会社（法2⑤）となる会社（旧商法下で定款による株式譲渡制限の定めのない会社。整備法76Ⅲ参照）には適用されない。そこで、会社法施行の際現に（平成18年4月30日に）株式譲渡制限の定款の定めがあったか否かを確認する必要がある（一般的には、登記事項証明書の株式・資本区欄の記載で確認できる。必要に応じて閉鎖事項証明書（商業登記規則30Ⅰ③）も確認する。）。
- ※7 整備法53の適用の可能性がある場合は、会社法施行時点で、いわゆる商法特例法1の2Ⅱに規定する「小会社」（①資本の額が1億円以下、及び②最終の貸借対照表上の負債が200億円未満）の要件を満たしていたかを確認する必要があるが、原則として現在の登記事項証明書で資本金の額が1億円以下の会社であることが確認できれば、資本の額の変更と負債の額は確認することなく、限定会社として取り扱う。現在の資本金の額が1億円を超えている会社については、原則として定款を確認する。
- ※8 限定会社である場合は、代表取締役（株主総会決議（法353）や取締役会決議（法364）で定めた者がいればその者）が代表者になるので（法389Ⅶ）、登記事項証明書（場合により議事録）で確認する。

上告提起事件の処理における点検事項

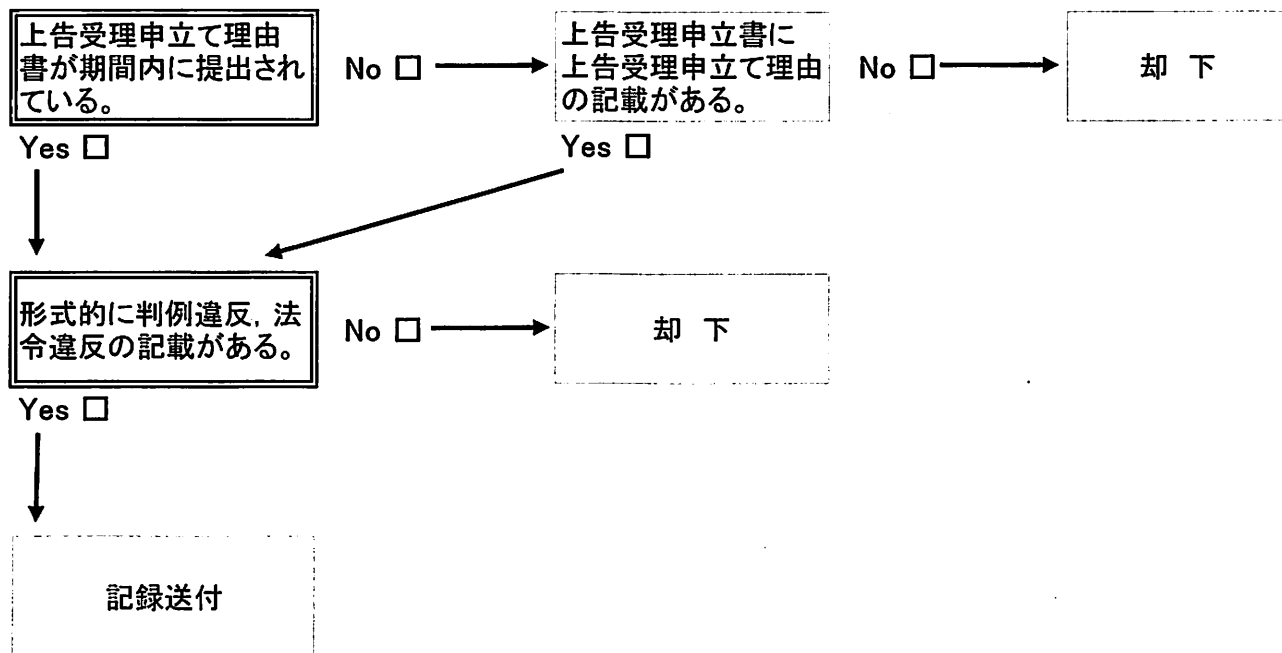
(チャート図兼チェックシート)



(別紙3の2)

上告受理申立て事件の処理における点検事項

(チャート図兼チェックシート)



※ 上告受理申立ての理由の記載が民訴規則199条1項, 191条2項, 3項の方式に違反したとしても, 民訴法318条1項の事件に当たるか否かは最高裁のみが判断する事項であるから, 実際に補正命令を発すべき場合は稀であることに注意すべきである。

第2 刑事関係

	留 意 事 項	年度
1 受付・立件に関するもの		
(1)	<p>受付時の点検</p> <p>上告申立書や上告審宛ての弁護士選任届を受領したときは、裁判所の表示や原判決の内容が正しく記載され、不服申立の対象となっている裁判の特定がなされているか、また被告人の署名押印等がなされているか点検し、例えば、窓口で提出された場合のように補正が可能なき場合は、補正をさせた上で上告審に記録を送付する。</p>	27
(2)	<p>受付日付印</p> <p>① 日付</p> <p>受付日付印の日付に誤りがないか、特に年度当初は「年」に誤りがないか注意する。</p>	26
	<p>② 合同当直</p> <p>合同当直が行われている裁判所で起訴状等の書類を受け付けるときは、書類の宛先を確認して、宛先に応じた受付日付印を押捺する。</p>	24
	<p>③ 再抗告審宛ての書類</p> <p>再抗告申立書とともに再抗告審宛ての書類(例えば、再抗告審における付添人選任届)が提出されたときは、受け付けた庁において受付日付印を押印する。</p>	27
	<p>④ 符号、番号、認印</p> <p>立件した保釈請求書等には、受付日付印の所定の箇所に事件の符号及び番号を記載し、その傍らに取扱者は認印する。</p> <p>【ポイント】 受付日付印の押印等を正しく行わなければならないのはなぜか。</p>	26
(3)	<p>立件</p> <p>証拠開示に関する裁定請求は、雑事件として立件する。</p>	25, 26
(4)	<p>書類の引継ぎ</p> <p>事件係は、受け付けた書類(国選弁護士選任請求書等)を速やかに担当部署に引き継ぐ(平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」記第4の1参照)。</p>	25
(5)	<p>訂正、補正</p> <p>受付(窓口での訂正)</p> <p>提出書類を閲読の上、明らかな誤記等は、その場で訂正させる(例えば、①宛先が間違っていないか(「〇〇地方裁判所」の宛先が、「〇〇地方検察庁」や「〇〇簡易裁判所」となっていないか)、②上告申立書にもかかわらず「控訴を申し立てる。」というような記載になっていないかなど)。</p>	25
	<p>部</p> <p>被告人の署名のみで押印のない上告申立書は適式なものではないため(刑訴規60条)、補正の要否及び方法について裁判官の指示を仰ぐ。</p> <p>補正させる場合にも、直接書き加えて補正することにより、作成年月日に齟齬が生じることはないよう、コピーを作成した上で押印させるなど、手続の経過が明らかとなるようにする(差し替えは許されないから、当初の申立書も記録に編てつする。)</p>	23
	即時抗告(特別抗告)申立期間	

第2 刑事関係

	留意事項	年度
(6)	<p>① 即時抗告申立て(特別抗告申立て)については、その理由書についても即時抗告(特別抗告、再抗告)申立期間内に提出しなければならない(最三小決昭和34年4月13日刑集13巻4号448頁参照)。</p> <p>② 刑事施設に收容されている被告人からの上訴申立てにおいて、刑事施設がいつその申立てを受けたのかの付記(刑訴規227条2項の通知)がなく、裁判所での受付が申立期間経過後であるときは、上訴審における申立て適否の判断に資するため、刑事施設に対して、その点を確認し、確認した結果を電話聴取書などで記録化するとともに、上訴審への引継ぎに際しては、その記録化したことを記録送付書に明示するなどして、連絡漏れが生じないようにすることが相当である。</p> <p>【ポイント】 刑事施設に收容されている被告人から上訴申立てがあった場合に、申立書を受け取った年月日を刑事施設の長又はその代理者が裁判所に通知しなければならないのはなぜか。</p>	24, 25 23
2 送達・通知に関するもの		
(1)	<p>送達すべき書類</p> <p>国選弁護人選任書</p> <p>国選弁護人選任書は、その受領が記録上明らかになっていれば足り、送達までは要しない(刑事執務資料22号「国選弁護人選任手続及び即決裁判手続に関する執務資料」15頁、43頁では、弁護人からの請書の受領による方法が示されている。)</p>	25
(2)	<p>送達すべき者</p> <p>① 送達受取人の署名押印のない送達受取人の届出書は適式なものではない(刑訴規60条、62条)ので、補正させずに当該送達受取人宛てに送達を実施しても適法な送達とはならない(なお、届出書を補正させる場合には、直接書き加える方法によることは適式に受理した文書を改ざんすることになるため、コピーに改めて署名押印させるなど適切な方法によって行う。)</p> <p>② 少年保護事件で原審付添人が抗告を申し立てたととしても、抗告審で付添人選任届を提出しない場合は、決定謄本を原審付添人に送達する必要はない。</p>	24 24
(3)	<p>送達の名宛人</p> <p>刑事施設に收容されている者に対する裁判書等の送達は、施設の長を受送達者とする事になっている(刑訴法54条、民訴法102条3項)が、病院に入院中の者や児童自立支援施設に入所している少年に対する送達は、施設の長宛てではなく、直接本人宛てに行う(この場合に受送達者以外の者が受け取らないよう注意喚起する方法につき、H28.3.22付け最高裁総務局第三課長事務連絡「特別送達における郵便業務従事者への注意喚起の方法について」参照)</p> <p>【ポイント】 刑事施設に收容されている者と異なる取扱いとなるのはなぜか。</p>	25
(4)	<p>通知書の記載</p> <p>控訴審の判決宣告期日に出頭しなかった被告人に対して判決宣告の事実とその内容を通知する場合には、被告人の上告申立ての判断に関わるため、判決主文を不足なく正確に通知する。</p>	24
(5)	<p>被告人に対する保釈許可決定謄本の送達</p> <p>① 被告人に対して保釈許可決定謄本を送達する場合には、具体的な手続の進行状況を考慮し、適正迅速に実施する。</p> <p>【ポイント】 手続の進行状況としてどのようなことが考えられるか。その上で、送達を適正迅速にするのはなぜか。</p>	27

第2 刑事関係

	留意事項	年度
	<p>② 被告人宛てに保釈許可決定謄本を送達したところ、保釈制限住居以外の場所で被告人本人が受領しているときは、弁護士や被告人本人に照会した上で、裁判官の指示を仰ぐ。</p> <p>【ポイント】 保釈制限住居以外で送達されたときに裁判官の指示を仰ぐのはなぜか。</p>	26
(6)	<p>送達報告書</p> <p>特別送達を実施した場合は、戻ってきた送達報告書をチェックし、例えば、記録上、被告人が独り暮らしであることがうかがえるのに、「同居者」や「使用人・従業者」が受領したという記載がされている場合など、送達の有効性に疑義があるときは、弁護士や被告人等に照会した結果を記録化し、必要に応じて裁判官に相談した上で再送達を行うなど、送達の効力に疑義が生じないようにする。</p>	23, 26, 27
(7)	<p>控訴趣意書差出最終日通知書が留置期間経過で返送された場合</p> <p>控訴趣意書差出最終日通知書が留置期間経過で返送された場合には、控訴趣意書を差し出すべき最終日を考慮した上で、適切な送達方法を選択の上、再送達を実施する。</p>	27
3 勾留・保釈に関するもの		
(1)	<p>勾留票</p> <p>① 釈放の「年月日」欄は、現実に釈放された日を記載する。 「釈放年月日」欄は現実に釈放された日を記載するものであるから、保釈中の被告人に実刑判決が宣告されたが、再度の保釈許可決定があつて被告人が収容されなかった場合は、再度の保釈許可決定に係る同欄は空欄にすることになる(保釈保証金の納付日等を記載するものではない。) (別紙4「勾留票記載例」①参照)</p> <p>② 釈放の「残日数」欄は正しい残日数を記載し、「満了年月日」に正確に反映させる。 勾留期間更新決定の執行後、従前の勾留期間が残存している間に保釈許可決定により釈放され(例えば、残日数3日と1月の場合)、その後、収容された事案においては、残日数(上記例で1月と3日とはしない)を正しく計算した上で、正しい勾留満了日を勾留票に記載する。 (別紙4「勾留票記載例」②参照)</p> <p>③ 「移送収容」欄 ア 被告人の身柄が移送された場合には、その内容を「移送収容」欄に記載する。 【ポイント】 移送収容欄に最新の情報を記載するのはなぜか。 イ 保釈中の被告人に控訴棄却の判決が言い渡され、保釈許可決定時に収容されていた収容場所と異なる収容場所に収容された場合には、その内容を「移送収容」欄に記載する。 (別紙4「勾留票記載例」③ア、イ参照)</p> <p>④ 「勾留の年月日」欄 「勾留の年月日」欄は、勾留状を執行した年月日ではなく、現実に勾留された年月日(勾留状記載の収容施設に引致した年月日)を記載する。 (別紙4「勾留票記載例」④参照)</p> <p>⑤ 「備考」欄</p>	<p>24, 25</p> <p>24</p> <p>24, 25, 26, 27</p> <p>23, 26, 27</p> <p>26</p> <p>26</p>

第2 刑事関係

	留 意 事 項	年 度
	<p>勾留状が現に効力を有している事件について上訴の申立てがあった場合には、判決宣告について記載されている行の「備考」欄にその旨と年月日を記載する。 (別紙4「勾留票記載例」⑤参照)</p> <p>⑥ 勾留票には保釈許可決定に関する一連の経過を記載する。 (別紙4「勾留票記載例」⑥参照)</p> <p>⑦ その他</p> <p>ア 記録整理後、上訴記録発送前に勾留期間更新決定がされた場合、その旨の記載をする。</p> <p>イ 保釈中の被告人に実刑判決が宣告されて収容された場合には、収容された年月日と収容後の勾留満了年月日を、保釈許可決定の横の欄ではなく、判決宣告の横の欄に記載する。 (別紙4「勾留票記載例」⑦ア、イ参照)</p>	<p>24, 25</p> <p>25</p> <p>25</p>
(2)	<p>勾留状</p> <p>① 公訴事実の引用における注意点</p> <p>求令状起訴があつて、被告人Aの勾留状を作成するに当たり、起訴状1通で被告人A及びBについて公訴提起し、公訴事実第1として被告人Aのみの公訴事実が、第2として被告人Bのみの公訴事実が記載されている場合は、勾留状に単に「別紙起訴状写し記載の公訴事実のとおり」として引用すると、勾留の対象とならない公訴事実をも勾留状に記載してしまうことになるので、勾留状の「公訴事実の要旨」の記載は、「別紙起訴状写し記載の公訴事実のとおり」ではなく、「別紙起訴状写し記載の公訴事実第1のとおり」等と公訴事実を特定する。</p> <p>② 勾留期間延長の裁判における注意点</p> <p>勾留状を使用して勾留期間延長に関する裁判がなされた場合には、その記載は裁判そのものであり、裁判官名義で作成される部分であるため、当該記載の訂正は、裁判官の押印により行うもので、書記官印(職印)で抹消して訂正することは許されない。</p>	<p>23</p> <p>23</p>
(3)	<p>勾留期間更新決定書</p> <p>① 勾留期間更新決定に記載すべき罪名</p> <p>勾留期間更新決定書には、現在の勾留の基礎となっている起訴罪名を記載する。</p> <p>② 禁錮以上の刑に処する判決宣告後の勾留期間更新決定の理由</p> <p>第一審において勾留中の被告人に対し、懲役2年の実刑に処する旨の判決宣告がされた後の勾留期間更新決定においては、その理由中に禁錮以上の刑に処する旨の判決の宣告があつたことをも掲げるのが通例となっている。</p> <p>【ポイント】 禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつた場合、勾留期間更新の回数制限にどのような影響があるか。また、その根拠は何か。</p>	<p>23, 24</p> <p>24</p>
(4)	<p>保釈</p> <p>被告人又は保釈請求者でない者が保釈保証金を納付する場合には、裁判所の代納許可(刑訴法94条2項)が必要である。</p>	26
4 調書・書類作成に関するもの		
	調書	

第2 刑事関係

	留意事項	年度
(1)	① 公判調書の作成に当たっては、事件名、被告人の氏名、公判をした裁判所名、裁判官の氏名、出頭した証人の氏名、調書作成年月日などを正確に記載する。	25, 26, 27
	ア 事件番号の記載においては、年度、事件符号及び番号を正しく記載する。特に、年度当初は、「年」に誤りがないか注意する。	26
	イ 事件名の記載においては、必ず当該法律及び条文に直接当たり、確認する。特に、同音異字(例えば、昏酔強盗と昏睡強盗)と間違わないよう注意する。	26
	ウ 訴因罰条の変更許可決定(刑訴法312条1項)がされた場合に、公判調書に記載する被告事件名に変更後の訴因に係る罪名も併せて記載するのは、決定後の次の期日の公判調書からである。	25
	【ポイント】 公判調書の手続部分(特に冒頭部分)は、どの段階の状況を記載することになるのか。	
	エ 裁判員裁判事件における判決宣告期日の公判調書には、補充裁判員の符号は記載しない(裁判員法10条2項, 裁判員規則46条1項1号, 26条1項16号参照)。	26
	オ 書記官や出頭した証人の氏名など必要的記載事項(刑訴規則44条1項等)が記載されているか点検する。	26
	カ 作成年月日の記載漏れがないか、立会書記官の署名(記名)押印の漏れがないか確認する。	27
	② 人定質問(刑訴規則196条, 44条1項19号)など、調書の必要的記載事項になっている手続が行われた場合、その手続を漏れなく記載する。	27
	③ 裁判所は公判前整理手続・期日間整理手続を終了するに当たり、事件の争点及び証拠の整理の結果を確認しなければならず(刑訴法316条の24)、書記官は整理手続の結果確認が行われたときは、当該期日調書にその旨を記載する(刑訴規217条の14第1項17号)。また、裁判所は、公判前整理手続期日・期日間整理手続期日終了後の公判期日において整理手続の結果の顕出をしなければならず(刑訴法316条の31第1項)、書記官は、結果の顕出が行われたときは、当該公判調書にその旨を記載する(刑訴規44条1項32号)。	24
④ 検察官の意見を公判調書に記載する際に、検察官提出の論告要旨を別紙として調書に引用する場合は、法律の適用についての意見が記載されているか確認する。	27	
⑤ 証拠調べにおいて、調書に添付することとなった図面や写真等があるときは、調書完成時に添付漏れがないことを確認する。	27	
(2)	証拠等関係カード	
	① 証拠等関係カードの標目欄に書証の作成年月日に記載するときは、当該書証に記載されている作成年月日を確認の上、記載する。	26
	② 同一期日において証拠調べの途中で他の手続が介在したときは、簡易公判手続又は即決裁判手続でない限り、証拠調べがその手続の前か後かを調書上明らかにする(「証拠等関係カード等に関する通達の解説」(平成12年12月22日付け刑事局第二課長、総務局第三課長事務連絡により送付)の「刑事局長・総務局長依命通達の解説」参照)。	25

第2 刑事関係

	留 意 事 項	年度
	③ 証拠等関係カードの結果欄が空欄のままだと、採否の裁判もなく、請求撤回もないということになり、証拠調べをしなかったものと判断せざるを得ず、当該証拠によって事実認定をした場合には、訴訟手続に法令違反があったとして破棄される可能性もあることから、公判期日の手続を適切に認識して、それを正確に記載する。	24
(3)	<p>弁護人選任照会</p> <p>① 被告人に対して弁護人選任に関する通知及び照会をする場合には、当該事件の罪名及び罰条から法定刑を確認し、必要的弁護事件(法定刑が死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件)か任意的弁護事件かを区別した上で、それに対応する適式な用紙を使用する。</p> <p>② 訴因変更許可決定があった場合には、罪名の記載は〇〇(変更後の訴因△△)となり、一部無罪の場合には、上訴されている罪名を記載する。</p>	23, 24, 25, 26, 27 25
(4)	<p>その他書記官が作成する書類等</p> <p>① 交付送達報告書や通知書等の書類を作成するに当たっては、事件番号、事件名、氏名、宛先とした場所等の全ての記載内容を確認し、正確な事務処理を行う。</p> <p>② 少年調査記録に複数の少年保護事件の経過一覧がつづられている場合、「抗告棄却決定」等の経過を記載するときは、当該少年保護事件の経過一覧に記載する。</p> <p>③ 検察官請求に係る一部不同意書証が取り調べられ、抄本やマスクング等された原本が提出されたときは、提出された書証の不同意部分が全て正しくマスクング等されているか確認する。</p>	23, 25 26 26
5 記録整理・送付に関するもの		
(1)	<p>上訴記録送付日</p> <p>上訴審に上訴記録を送付できるのは、判決宣告日から、調書整理期間及び異議申立期間の合計21日間を経過した後である。 【ポイント】異議申立ての権利行使が妨げられた場合、どうい影響が生じるか(最三小判昭和47年3月14日刑集26巻2号195頁参照)。</p>	23, 24, 25
(2)	<p>記録の編てつ</p> <p>① 別事件通知書は、不拘束の事件ではあっても、第4分類ではなく、第3分類に編てつする。</p> <p>② 控訴審の公判期日召喚状の送達報告書は、控訴記録の第4分類に編てつする。</p> <p>③ 公判期日において単に証人の通訳を命じたにすぎない通訳人の尋問調書は、第2分類の公判調書(供述)群ではなく、第2分類の証拠等関係カード群に編てつする。</p>	23 24 23
(3)	<p>上訴記録の整理</p> <p>① 丁数 上訴記録に付す丁数は、第一審、控訴審それぞれにおいて丁数を付さなくてはならない(控訴審は第一審からの通し丁数を付す。)</p> <p>② 少年調査記録 少年調査記録の経過一覧には、年月日及び事項の記載並びに取扱者認印をするのが相当である。</p>	25 25

第2 刑事関係

	留 意 事 項	年度
	③ 冊数 上告記録の送付に当たっては、記録送付書に記録冊数を正確に記載するとともに、記録の送付漏れがないようにする。	24
(4)	上訴記録の送付	
	① 少年再抗告事件において事件記録を送付するときは、基本事件と併合された事件記録の全てを再抗告審裁判所に送付する。	26
	② 控訴申立書を受領したときは、裁判所の表示及び原判決主文等が正しく記載されているかを点検し、誤りがあり補正させることができるのであれば、補正させた上で、控訴審に事件記録を送付する。	26
	③ 上訴に伴い、裁判所が領置した押収物のある事件記録を上告審へ送付する場合には、押収物総目録の「処分事由発生日」欄に上訴申立ての年月日を記載し、「処分事由」欄には「上訴」と記載する(平成7年4月28日付け最高裁総三第24号事務総長依命通達「押収物等取扱規程の運用について」記第6の1及び別表第1参照)。	26
	④ 刑期の短い実刑事案の事件記録は、速やかに送付する。	26
	【ポイント】 刑期の短い実刑事案について、より速やかな記録送付が求められるのはなぜか。また、他に速やかな記録送付が求められる場合としてはどのような場合があるか。	
6 裁判書の点検に関するもの		
(1)	形式的記載事項	
	① 事件番号の「年」に誤りがないか、特に年度当初は注意する。	25,26
	② 判決原本の上部には、宣告日を付記し、書記官が記名押印する。 【ポイント】 判決原本に判決宣告日を記載する目的は何か。また、この付記を欠いた場合は、どのような問題が生じるか。	23
	③ 事件名、特に類似の事件名(勾留請求と勾留取消し請求等)がある場合や「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」違反事件のように、事件名が長かったり「等」が含まれていたりする場合に注意する。	25,26,27
	④ 本籍は戸籍謄本等の記載と合致しているか。外国人のときは「国籍」と表示し、国名がパスポートや在留カード等の記載と合致しているか。住居表示では市町村名(受刑中のときは刑事施設名)や番地号が正しく記載されているか確認する。	24,26,27
	⑤ 被告人の人定事項に変更があるときは、最新の戸籍謄本等で確認する。	25
	⑥ 被告人が他刑執行中のときは、収容場所に変更がないかどうか移送通知書の有無、内容を確認する。	23,25
	⑦ 検察官氏名は、公判に出席した検察官の官・氏名を記載する。	24
⑧ 固有名詞に含まれる外字を手書きで加えなければならない場合、記載漏れがないか確認する。	25	

第2 刑事関係

	留 意 事 項	年度
	主文	
(2)	<p>① 判決主文中の刑期、刑量等の単位(年、月、日、万円、円等)に注意する。</p> <p>② 罰金刑に処するとき、主文で労役場留置の処分を明記し、理由中の法令の適用で刑法18条を摘示する必要がある。また、懲役刑と罰金刑を併科するときは、未決勾留日数を本刑に算入する際、算入の対象となる刑を主文で明示する必要があるため、記載漏れがないか確認する。</p> <p>③ 未決勾留日数の本刑への算入が可能な事件であるかどうか(例えば、在宅事件で未決勾留日数の算入がされていないかどうか)、本刑が複数ある事件(例えば、懲役刑と罰金刑が併科される場合)では、主文のどの刑に算入するのか特定がされているか(被告人控訴にかかる控訴審において、控訴棄却とともに控訴審の未決勾留日数を第一審の刑に算入する場合について、いずれも同様)。</p>	23 23, 24 26, 27
	法令の適用	
(3)	<p>① 訴訟費用 法令の適用において訴訟費用の負担に関して裁判がされている判決については、まず当該事件に訴訟費用があるのか否かを確認し、訴訟費用がある場合には、被告人に訴訟費用を負担させるのか否か、それに対応する刑訴法の条文が法令の適用中に記載されているか(例えば、訴訟費用がないのに、主文に「訴訟費用負担」と記載されたり、法令の適用中に「刑訴法181条1項(本文又はただし書)」と記載されたりしていないか。)を確認する。</p> <p>② 共犯 共犯に係る事実が認定されたときは、共犯の規定(刑法60条等)が法令の適用中に記載されているかを確認する(なお、暴力行為等処罰に関する法律1条の共同暴行等2人以上の者が実行行為自体を共同してすることを構成要件とする罪にあつては、全員が共同実行に及んだ場合には刑法60条を適用しないことにつき「刑事判決書起案の手引」(平成19年版)番号312参照)。</p> <p>③ 刑の加減の限度 累犯加重等の結果、処断刑の長期が30年を超えるときは、刑法14条2項が法令の適用中に記載されているかを確認する。</p> <p>④ 累犯前科 ア 被告人に累犯前科がある場合は、累犯前科を摘示し、法令の適用の項においても累犯加重の記載が必要となる。 イ 前科が主文2個の懲役刑で、その一方について、刑執行終了日から5年を超えている場合には、その刑は、累犯関係にはならないので、累犯前科として記載しない。 ウ 禁錮刑を選択した場合、再犯となる余地はないので、その法令の適用において、再犯加重の規定である刑法56条1項、57条は適用しない。</p> <p>⑤ 併合罪 ア 併合罪の処理に当たり、処断刑の上限を正しく把握するため、刑法47条ただし書の適用の必要性や、どの罪の刑に併合罪加重するかが明らかにされているかを確認する。</p>	24, 25 25 25 24 24 23 23, 24, 26

第2 刑事関係

	留 意 事 項	年度
	<p>イ 刑種の選択として、各罪について、いずれも「懲役刑及び罰金刑」を選択した場合には、併合罪の処理としては「刑法45条前段、47条本文、10条」のほか、「刑法48条2項」の規定の適用も必要となる。</p> <p>ウ 本件犯行後の確定裁判があるときは、確定判決がある旨の摘示、証拠の挙示、法令の適用として刑法45条後段及び50条の記載があるか。</p> <p>⑥ 罰条の適用 罰条の適用については、犯行時以降裁判時までの間に施行された改正法の有無を確認し、ある場合はその経過措置規定により、同規定がない場合は刑法6条により、新旧いずれの法律を適用すべき事案であるのかが判決上明らかにされているか。</p> <p>⑦ 刑期 「法令の適用」に記載された刑期については、主文と齟齬がないか。</p>	<p>23</p> <p>26</p> <p>26, 27</p> <p>26</p>
	<p>その他判決書の点検</p> <p>① 罰金刑の下限 罰金刑について、下限の1万円を下回っている金額のときは、法律上の減輕(刑法68条4号)や酌量減輕(刑法66条、71条、68条4号)がされているかを確認する。</p> <p>② 補強証拠 証拠の標目中、いわゆる罪体について自白の補強証拠(刑訴法319条2項参照)が記載されているか確認する。 例えば、無免許運転の事案においては、無免許の事実のほか運転行為の事実についても補強証拠が必要とされており(最一小判昭和42年12月21日刑集21巻10号1476頁)、運転行為をした点に関し、証拠の標目として、被告人の公判供述、自白調書を掲げるほか、同意書証として取り調べられている同乗者の供述調書等の補強証拠を掲げる必要がある。</p> <p>③ 執行猶予 ア 執行猶予が付されている判決の点検においては、要件が満たされているか。</p> <p>イ 判決宣告時には前科の執行猶予期間が満了していたときは、量刑の理由に、「前記執行猶予が取り消されて本件と併せて服役することが見込まれる」と矛盾した説示をしない。</p> <p>④ 証拠の標目 ア 証拠の標目には、取り調べられた書証について原本、謄本等の別が正しく記載されているか。</p> <p>イ 罪となるべき事実の内容に対応する証拠が挙示されているか。</p> <p>⑤ 未決勾留日数 未決勾留日数を算入している場合には、法令の適用に刑法21条の記載が必要となる。</p>	<p>23</p> <p>23, 26, 27</p> <p>26</p> <p>24</p> <p>27</p> <p>26</p> <p>26</p>
(4)		
7	その他	

第2 刑事関係

	留 意 事 項	年度
(1)	<p>閲覧謄写</p> <p>① 裁判員裁判関連書類の謄写</p> <p>裁判員等選任手続関係書類は、主に事件記録の第5分類に編てつされるが、裁判員等からの辞任申出に関する書類(例えば、裁判員から辞退を申し出る内容の電話聴取書や裁判員を解任し、補充裁判員を裁判員に選任する旨の決定書)は、事件記録の第1分類又は第4分類に編綴されているので、弁護士からの謄写申請においては、これら裁判員等の個人が特定できる情報が記載された部分等を漏れなくマスキングするなどの措置を執る(裁判員規則66条参照)。</p> <p>② 犯罪被害者による閲覧謄写</p> <p>犯罪被害者等から委託を受けた弁護士を申請人とする記録の閲覧謄写申請の際には、同弁護士等の資格について確認し(被害者と申出人との身分関係や代理関係を明らかにする資料の有無)、記録上明らかにしておく。</p> <p>③ 少年調査記録</p> <p>少年調査記録が証拠となっている事件において、弁護士等からの閲覧謄写申請があった場合、少年事件の特殊性を踏まえ、閲覧謄写に応ずるか検討する。</p>	<p>24, 25</p> <p>24</p> <p>26</p>
(2)	<p>証人の旅費日当</p> <p>旅費日当を放棄する旨の記載がある証人の出頭カードは、他に旅費日当放棄書がない限り、旅費日当放棄書も兼ねることとなるので、証人の認印又は指印が漏れていないことを確認する。</p>	<p>24, 25</p>

(別紙4) 勾留票記載例

起 訴	年月日	勾留	年月日	事 由		收容 場所	××警察署 留置施設	
	26. 8. 2		26. 7. 15 ④	起訴前の勾留				
移 送 収 容	場 所		年月日	場 所		年月日		
	〇〇拘置支所		26. 8. 10 ③ア					
	□□拘置所③イ		27. 3. 3					
事 項 名	身柄に関する裁判		釈 放			收容 年月日	満了 年月日	備 考
	年月日	要 旨	年月日	保釈保証金	残日数			
〇〇 地方 裁判所							26. 10.1	
	26. 8.20	保釈許可決定		200万円				26. 8.20 準抗告申立て
	26. 8.20	保釈許可執行停止決定						準抗告裁判所
	26. 8.21	保釈許可取消決定						準抗告裁判所
	26. 9.24	勾留期間更新決定					26. 11.1	
	26. 9.28	保釈許可決定	26. ① 9.28	200万円	3日と② 1月			
	26. 11.5	判決(実刑)				不收容		26.11.5 控訴申立て⑤
	26. 11.5	保釈許可決定	①	250万円 (うち200万円流用)				
□□ 高等 裁判所							⑦イ	26.12.1 記録受領
	27. 3.3	判決(控訴棄却)				27. 3.3	27. ② 4.5	27. 3. 3 上告申立て⑤
	27. 3.28	勾留期間更新決定⑦ア					27. 5.5	